

平成 22 年 11 月 30 日

企業会計基準委員会 御中

「金融商品会計基準 (金融資産の分類及び測定) の見直しに関する
検討状況の整理」に関する意見の提出について

全国農業協同組合中央会
農 林 中 央 金 庫

農業協同組合および農林中央金庫は、わが国金融システムの一翼を担う協同組織金融機関であり、IFRS (国際財務報告基準) 強制適用対象として想定されている上場企業ではありませんが、貴委員会が公表する企業会計基準等に依拠した会計を実施しております。

今般の金融商品会計基準見直し検討については、本邦における将来のIFRS強制適用を念頭に置きつつ進められているものと理解しておりますが、その内容がコンバージェンスを通じて、強制適用対象外の企業・組織、ひいては経済金融動向にも多大な影響を与え得るものであることに鑑み、「金融商品会計基準 (金融資産の分類及び測定) の見直しに関する検討状況の整理」(以下「検討状況の整理」という。)に関して、以下のとおり意見を提出いたします。

重要かつ困難な諸課題に取り組まれている貴委員会の努力に敬意を表するとともに、弊会・弊金庫の意見が今後の議論に貢献できることを期待いたします。

1 個別財務諸表への適用について

「検討状況の整理」では、個別財務諸表への適用の是非については明言されておられません。

個別財務諸表はいうまでもなく、配当等の分配可能額計算 (会社法第 461 条, 農業協同組合法第 52 条, 農林中央金庫法第 77 条等) や課税所得額計算の基礎となるものであり、非上場企業・組織においても株主 (出資者)・債権者・徴税当局等多様なステークホルダーの利害に密接な関係を有するものであります。

IFRS強制適用を念頭に置いた今般の見直しを、連・単の区別無く適用した場合、個別財務諸表の姿も大きく変わることとなります。この場合、非上場企業・組織のステークホルダーにとっての情報の有用性を損なう懸念があるほか、分配可能額計算や課税所得額計算方法の見直し・調整が不可避となります。

グローバルな金融資本市場で必ずしも重視されていない個別財務諸表に対して、連結と同一の基準適用を強制することについては、今般の基準見直しの目的と上述の影響の大きさを比較考量し、慎重であるべきと考えます。

2 適用時期について

適用時期についても「検討状況の整理」では言及されておられません。

この点については、今後検討がなされるものと想定しますが、最終成案の内容次第では、上場・非上場を問わず、企業・組織の金融資産保有行動の変化を通じて金融市場に大きな影響が生じることも懸念されます。見直しの円滑な実現のためには、

適用までに相当の準備期間を置くなど、金融市場に無用の混乱を生じさせない適切な配慮が必要であると考えます。

3 連結財務諸表への適用にかかる個別論点について

(1) 質問1への回答

(質問1) 公表される市場価格のない株式への投資の分類

第 18 項では、公表される市場価格のない株式への投資について、公正価値で測定するものとして分類しつつ取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合の適用指針を設ける案(【案 1】)、及び、公正価値を信頼性をもって測定できない場合に取得原価で測定するものとして分類する案(【案 2】)の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

- ・ 【案 2】を支持します。
- ・ 公表される市場価格のない株式の公正価値測定について、本邦における客観的妥当性を備えた公正価値算定の困難さやその算定コストと、財務諸表利用者にもたらず情報価値を比較考量すれば、現行実務を広く維持できるための手当がなされるべきと考えます。

(2) 質問2への回答

(質問 2) 一定の株式への投資に関するその他の包括利益のリサイクリング

第 31 項では、第 30 項ただし書きの指定を行った場合(一定の株式に関して、公正価値の評価差額をその他の包括利益に認識する指定を行った場合)において、その他の包括利益に認識された金額をその後の売却等によっても純損益に認識しない(リサイクリングを行わない)案(【案 A】)と、純損益に認識する(リサイクリングを行う)案(【案 B】)、の 2 つの考え方を掲げています。いずれが適切と考えますか。また、それはなぜですか。

- ・ 【案 B】を支持します。
- ・ 売却損益をリサイクルしない場合、持合い株式を多く保有する金融機関をはじめ日本企業の純損益に大きな影響を及ぼし、当期純損益の経営指標性が大きく薄れ、ステークホルダーの判断を誤らせる可能性が生じることに留意する必要があると考えます。

(3) OCI オプションの適用対象

- ・ IASB では、OCI オプションを適用できる資本性金融商品の範囲を限定することは適用上の網羅性や複雑性を生じさせることから困難と判断した経緯があると認識しています。したがって、日本においても株式や投資信託等の法的形態で範囲を限定することは同じ課題を惹起し、かつ IFRS と整合的に規定することも困難であると考えられます。
- ・ このため、OCI オプションの適用対象は資本性金融商品とすることが適当と考えます。

以 上